



第3回 下水道経営戦略検討審議会

下水道事業の経営戦略ならびに
料金の検討について

令和元年11月13日

次 第

1. 前回までの振り返り(第1回審議会)
2. 前回までの振り返り(第2回審議会)
3. 使用料改定(案)

1. 前回までの振り返り

(1) 経営の効率化及び健全化(第1回P-29)

施策	方向性		内容
	短期	長期	
① 水洗化率の向上		○	水洗化率の向上による増収を図ります。 ▶ 広報活動の充実、戸別訪問の推進を実施していきます。
② 浄化槽汚泥等投入事業の実施	○		本事業の実施により、営業収益の増収が図れます。 ▶ 公共下水道以外の汚水処理を公共下水道で受け入れます。
③ 下水道使用料の改定	○		使用料の改定による増収を図ります。 ▶ 健全な運営を図るために、使用料改定を検討します。
④ 民間活用の検討		○	民間活用【民間企業のノウハウや創意工夫を活用した官民連携(PPP/PFI手法)】の推進を検討し、さらなる効率的な事業運営などによる経費の支出抑制を図ります。 ▶ 浄化センターの維持管理(中央浄化センターは一部を、その他の施設については全部)は、すでに民間委託を活用しています。
⑤ 広域化等の検討		○	市町村界をまたいだ広域化等は、本市周辺の地勢及び周辺自治体の下水道整備の現況から、現実性に乏しいといえます。 本市における広域化等は、市町村合併により所管する6箇所の汚水処理施設についての統廃合を推進し、効率的な事業運営による経費の最適化を図ります。 ▶ 農業集落排水施設の統廃合を推進していきます。

1

1. 前回までの振り返り(第1回審議会)

(2) 第1回審議のまとめ

■ 公共下水道事業について、収支ギャップを解消する取り組みについて審議を行いました。

・〔長期〕の3施策

① 水洗化率の向上

▶ 重点課題として、さらなる向上のための取り組みを推進する

④ 民間活用の検討

▶ 民間活用の効果を検証しながら、委託の範囲拡大を検討する

⑤ 広域化等の検討

▶ 農集の統廃合について、適切な時期を検討する

2

1. 前回までの振り返り(第1回審議会)

(2) 第1回審議のまとめ

・〔短期〕の2施策

②浄化槽汚泥等投入事業の実施

- ▶ 本事業は、令和3年度より実施の予定
- ▶ 事業開始後の進捗管理を毎年度行い、効果の検証を行う

③下水道使用料の改定

- ▶ 経営戦略の説明より、改定の必要性は少し理解が得られた
- ▶ 改定の必要性を要約すると
 - ⇒ 3事業の料金が同一の水準でないこと
 - ⇒ 3事業の中で公共だけが収支不足の見通しであること
- ▶ しかし、改定の検討は、**慎重な継続審議が必要**との意見

3

1. 前回までの振り返り(第1回審議会)

(3) 浄化槽汚泥等投入事業の実施(第1回P-31)

■ 現状

本市の『し尿処理』は、公共サービスの質的安定と効率化を図ることを目的として、阿波市等との広域共同処理を行っています。近年は、人口減少の進行によるし尿の発生量の減少分に対して、負担金の割合が厳しさを増している状況となっています。

■ 本事業のメリット

- ・生活排水処理の一元化による行政コストの縮減
- ・人口減少による下水道の余裕処理能力の有効利用
- ・営業収益増による下水道事業の経営の安定化

⇒ 本市では、令和3年4月より、『浄化槽汚泥等投入事業』を実施する予定です。

4

2. 前回までの振り返り(第2回審議会)

(1) 使用料改定率の検討(案)

使用料改定の方向性

- ・料金改定は、一般家庭汚水を対象
- ・改定率(案)は、次の①～③案を検討

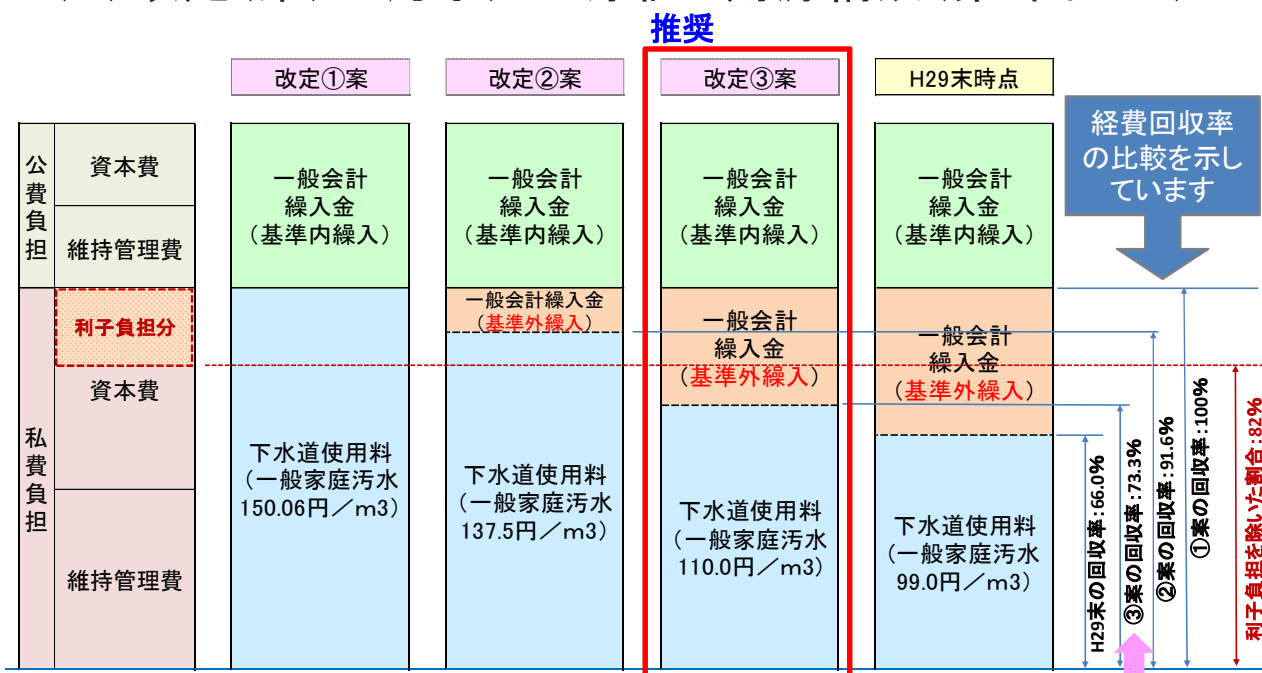
案	改定率 (%)	単価 (円/m ³)	経費回収率 (%)	改定の考え方	推奨
①	51.6	150.06	100	基準外繰入金を解消	
②	38.9	137.5	91.6	一般家庭単価を市内統一	
③	11.2	110.0	73.3	一般家庭基本料を市内統一	◎
現	—	99.0	66.0	—	

※参考:総務省通知は、150円/m³

5

2. 前回までの振り返り(第2回審議会)

(2) 改定(案)の汚水処理原価と財源構成(第2回P-13)



6

2. 前回までの振り返り(第2回審議会)

(3) 第2回審議のまとめ

1) 料金の改定について

- ・改定は必要との意見の中、接続率向上の取り組みも要請あり

2) 改定③案の推奨について

- ・改定①案が最終的に目指す方向であることは理解が得られた
- ・改定③案(11.2%値上)における主な意見は次のとおり
 - ▶ 消費税率改正もあり、改定率約50%や39%は無理がある
 - ▶ 単価で値上額を示すと、僅かな値上であると示せないか
 - ⇒ 使用者や議会は、改定率を基準とする
 - ▶ 段階的な改定を行うことで、改定率③案を継続審議する

7

2. 前回までの振り返り(第2回審議会)

(3) 第2回審議のまとめ

3) 使用料改定(案)をまとめるため、次の内容を次回報告する

- ・浄化槽汚泥等投入事業の効果



- ・使用料改定(改定率③案)の時期を検討



経営戦略策定の収支(令和1年～10年)計画(検討案)を作成

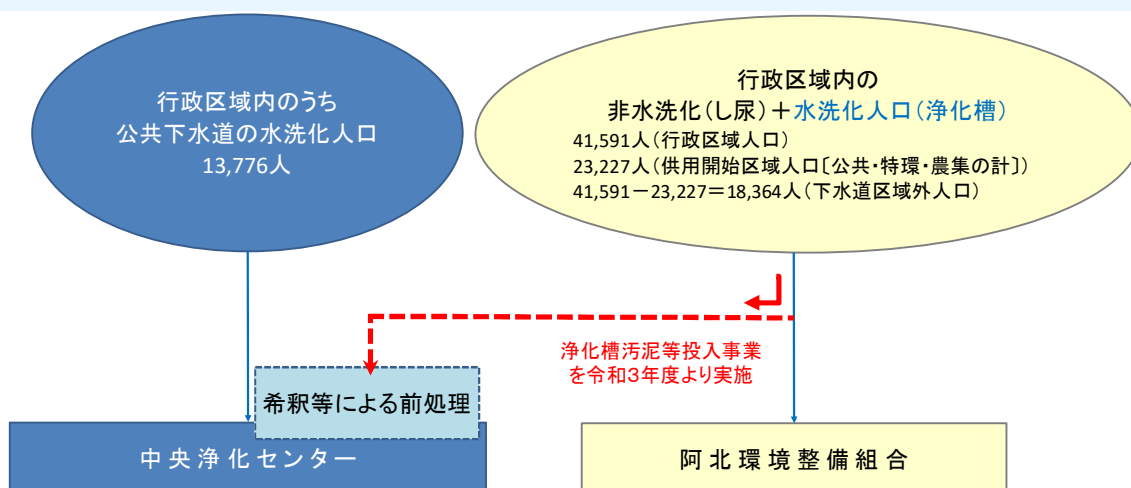
2つの施策による、収支改善の見通しを報告する

8

3. 使用料改定(案)

(1) 浄化槽汚泥等投入事業の効果の見通し

本事業における公共下水道事業への負担予定金額を4~5千万円(広域共同処理の負担は6千5百万円)と仮定し、下水道使用者の1人当りの負担(H29ベース:第2回P-14)を見直します。



9

3. 使用料改定(案)

(1) 浄化槽汚泥等投入事業の効果の見通し(第2回P-14)

事業など			公共				特環
			改定①案	改定②案	改定③案	H29末時点	
水洗化済人口	①	人	13,776				2,028
汚水処理原価	②	円	287,316,000				54,982,000
経費回収率	③	%	100.0	91.6	73.3	66.0	91.5
基準外繰入金 (使用料で賄えていない分)	$④=② \times (100-③) \div 100$	円	0	24,134,544	76,713,372	97,687,440	4,673,470
下水道使用者が 1人当たり負担する額	$⑤=④ \div ①$	円/人	0	1,752	5,569	7,091	2,304

※参考

世代間の負担の公平性の観点より、利子負担分を公費(一般会計繰入金)負担とした場合

⇒ 1人当たり負担する額: $⑤=51,580,000 \div 13,776=3,744$ 円/人

浄化槽汚泥等投入事業の効果により、1人当たり負担する額は抑制されます。

3.使用料改定(案)

(2) 公共下水道使用料の改定(案)

公共下水道事業の使用料は、段階的な改定を行い、改定③案を採用する場合、下記のとおり基本料金が値上げとなります。

使用区分	料金区分	汚水の量	金額
一般汚水	基本料金	10m ³ まで	880円
	超過料金	10m ³ を超える1m ³ につき	110円
公衆浴場等汚水	基本料金	100m ³ まで	3,300円
	超過料金	100m ³ を超える1m ³ につき	16円

使用区分	料金区分	汚水の量	金額
一般汚水	基本料金	10m ³ まで	1,100円
	超過料金	10m ³ を超える1m ³ につき	110円
公衆浴場等汚水	基本料金	100m ³ まで	3,300円
	超過料金	100m ³ を超える1m ³ につき	16円

公共〔現状〕

一般家庭用使用料
1,980円/20m³

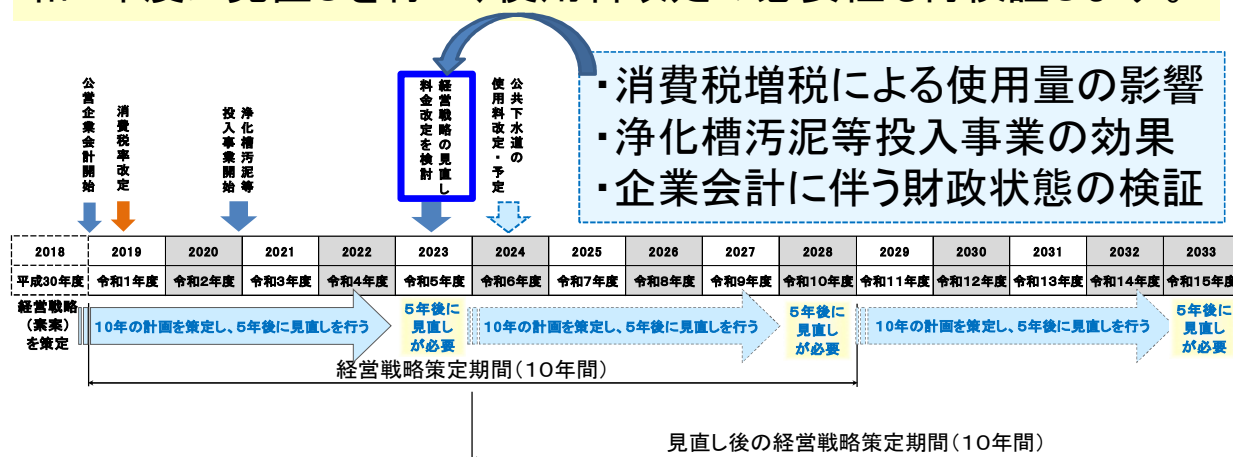
公共〔改定・案〕

一般家庭用使用料
2,200円/20m³

3.使用料改定(案)

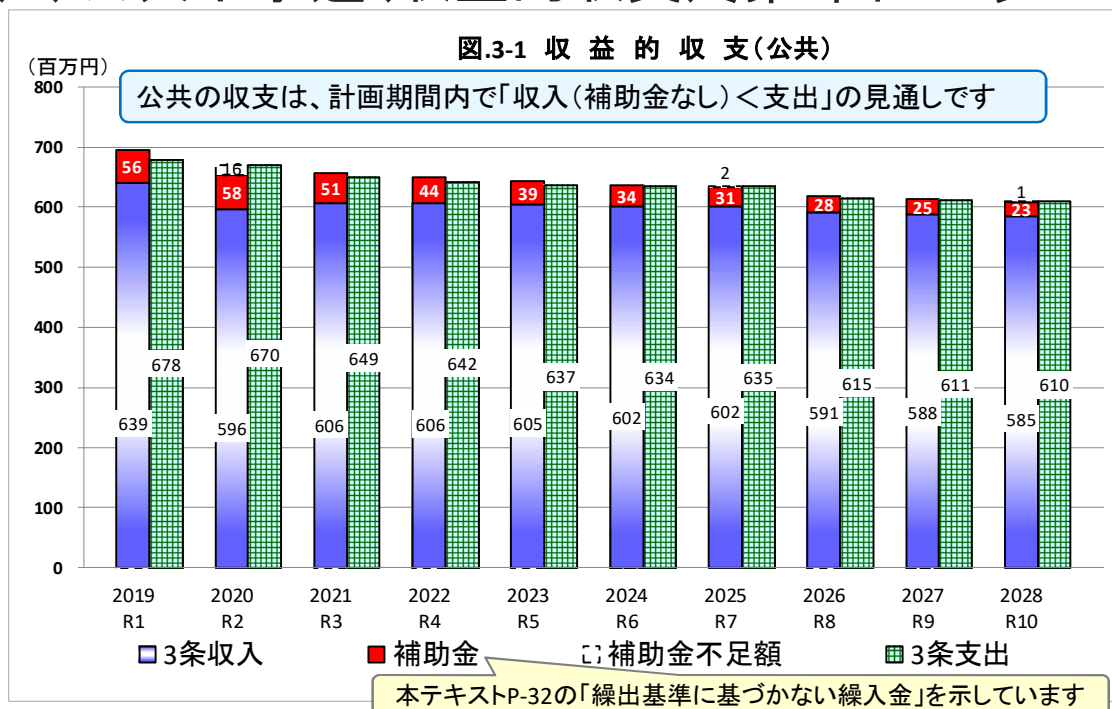
(2) 公共下水道使用料の改定(案)

下水道事業経営戦略は、下記3点の進捗管理を行いながら、令和5年度に見直しを行い、使用料改定の必要性も再検証します。



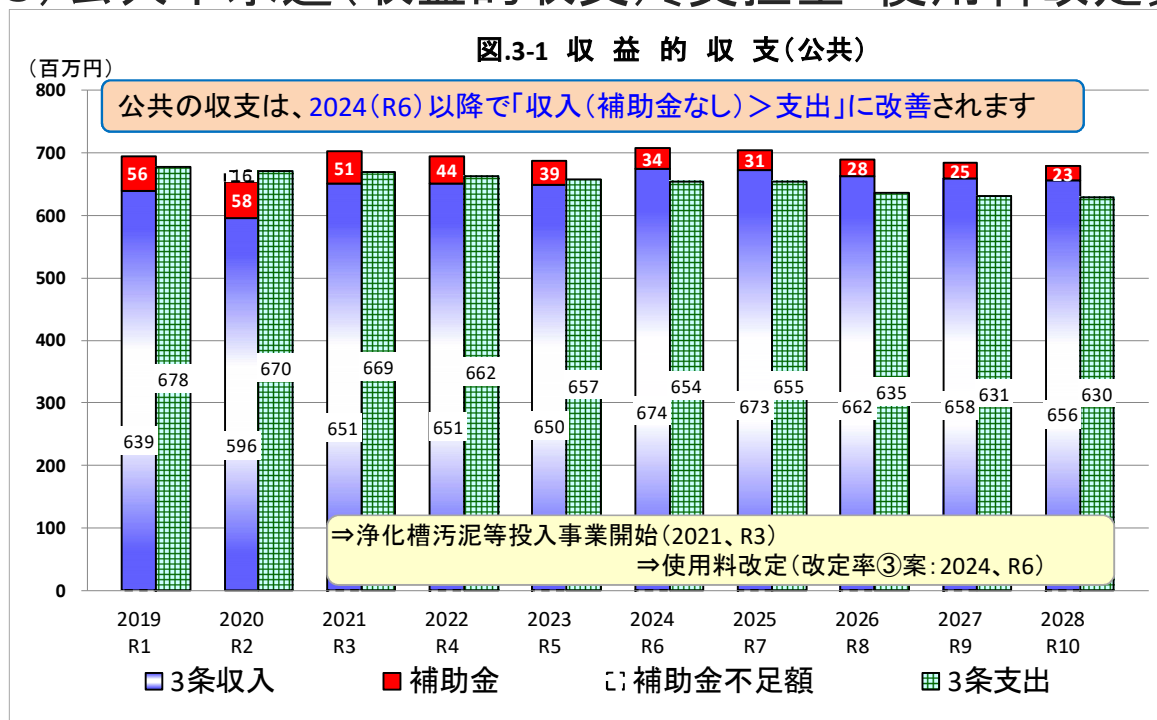
3.使用料改定(案)

(3) 公共下水道(収益的収支)[第1回P-23]



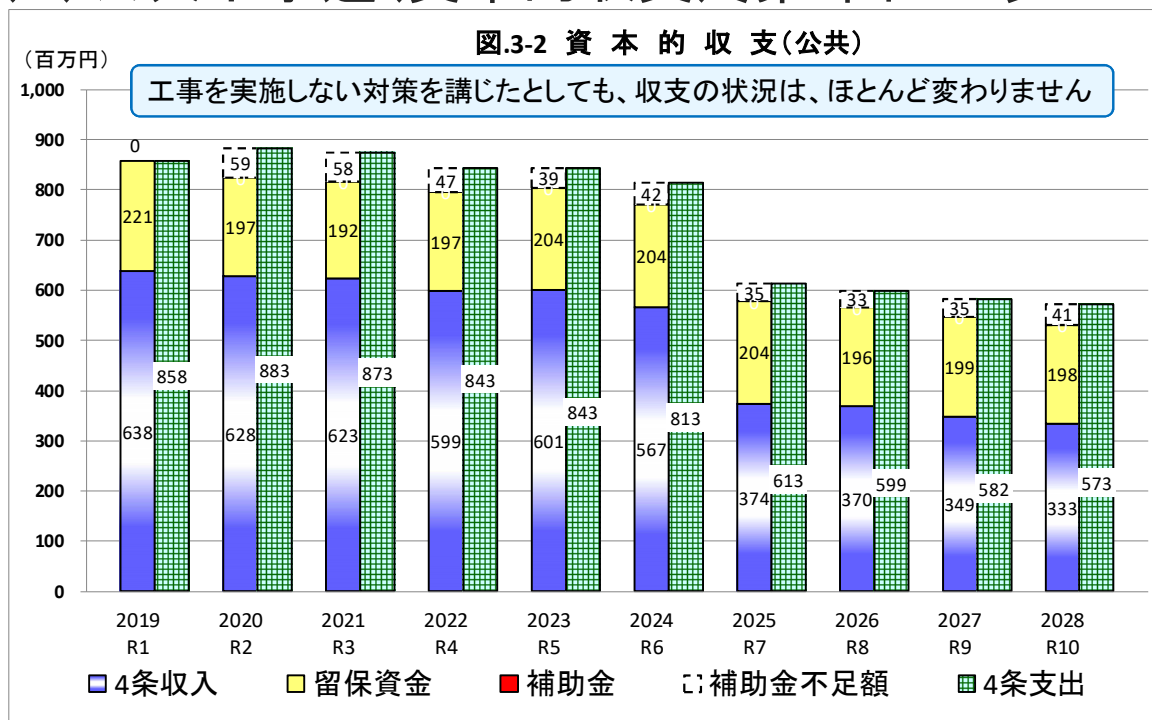
3.使用料改定(案)

(3) 公共下水道(収益的収支)[負担金+使用料改定]



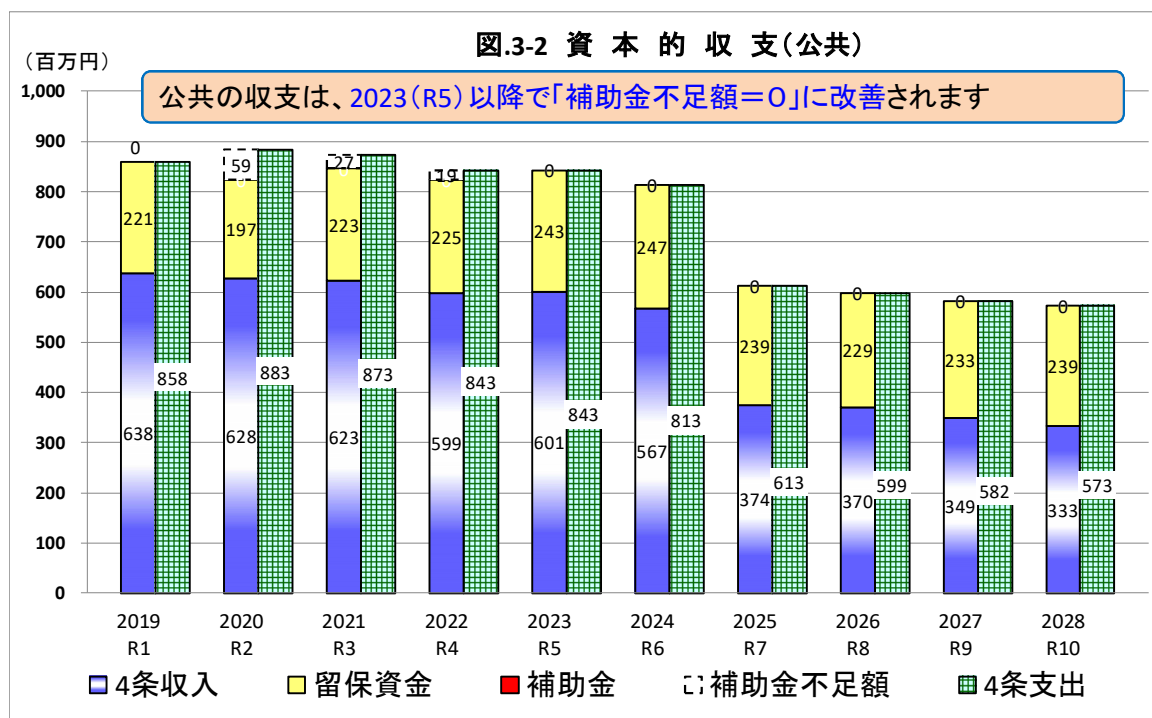
3.使用料改定(案)

(4) 公共下水道(資本的収支)[第1回P-24]



3.使用料改定(案)

(4) 公共下水道(資本的収支)[負担金+使用料改定]



3.使用料改定(案)

(5)使用料改定(案)のまとめ

- 投資財政計画(使用料改定など)の検討の結果
 - ・新たな財源確保として、次の2施策による収入増を見込む。
 - ▶ 浄化槽汚泥等投入事業:令和3年度開始
⇒ 収入(補助金を含む) > 支出となる
 - ▶ 使用料改定(改定③案):令和6年度開始
⇒ 収入(補助金を含まない) > 支出となる

【まとめ】

- ・最低限必要な『**収支ギャップの解消**』は図れる見通しとなる。
- ・今後は、長期的に安定した経営を持続していくための方策(現預金確保等)について、**段階的な継続審議を重ねていく必要がある。**

【メモ】